

別表1

## 回送運行許可基準

車両数等		
製作業者	1ヶ月の平均製作車両数	7両以上
販売業者	1ヶ月の平均販売車両数	7両以上
		1. 回送委託契約が6ヶ月以上継続すると認められるもので、直接回送運行業務に従事する運転者 5名以上
		2. 申請人の主業が自動車の防錆、電装、板金、塗装又は整備の業とする者にあって陸送業も行うものは、上記1の基準の他、次の車両数 (1) 新たに陸送業を行うものにあっては、向こう1年間の月平均運行予定車両数……20両以上 (2) 既に製作又は販売を業とするものとして回送運行の許可された者にあっては、最近6ヶ月間の月平均運行予定車両数……20両以上 (3) 更新時にあっては、最近6ヶ月間の月平均運行車両数……10両以上
		1. 許可申請を行った日の直前6ヶ月間において車検のために自ら分解整備した月平均の自動車の台数……20台以上
		2. 許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績台数（更新時にあっては回送運行許可に基づく運行実績台数）……7台以上

参考資料1

## 回送運行許可申請時の必要書類一覧

業種	製作	販売	陸送	運送業	その他
書類名					様式又は条文
回送運行許可申請書	○	◎	○	○	○
商業登記簿の謄本又は住民票	○	○	○	○	○
運転者等に対する法令関係の研修の実施状況	○	○	○	○	○
運転者等に対する法令関係の研修の実施計画	○	○	○	○	○
社内取扱内規を記載した書面	○	○	○	○	○
管理責任者等の営業所への配置計画	○	○	○	○	○
自動車の製作を業とする者の関係団体の会員であることの書面	△	×	×	×	×
その他製作を業とする者を確認できる書面	△	×	×	×	×
新車の販売を業とする者であることのメーカーの証明書	×	△	×	×	×
その他新車の販売を業とする者を確認できる書面	×	△	×	×	×
中古車の販売を業とする者又は、輸入車の販売を業とする者の関係団体の会員であることの書面	×	△	×	×	×
中古車の販売を業とする者は、沖縄県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し	×	△	×	×	×
その他輸入車の販売を業とする者を確認できる書面	×	△	×	×	×
運送事業又は港湾運送事業の許可書等の写し	×	×	○	×	×
回送委託契約書の写し	×	×	△	△	△
自動車の陸送を業とする者の関係団体の会員であることの書面	×	×	△	△	△
その他陸送を業とする者を確認できる書面	×	×	×	△	△
最近3ヶ月間の実績を記載した書面	○	○	○	○	○
許可申請に関する事実を証する書面及び自認書	×	○	○	○	○
回送業務に従事する運転者名を記載した書面	×	×	○	○	○
回送委託者一覧表	×	×	○	○	○
車載車一覧表	×	×	○	○	○

注1. 陸送欄の「運送業」とは、運送事業者及び港湾運送事業者のこと。

注2. ○印は、必要な書類を示す。

注3. ○印は、取扱要領第4条(5)の規定に該当する場合には、必要となる書類

注4. △印は、取扱要領第4条の規定に該当する場合には、いずれかの書類